

人事院公示第8号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）に定める人事院の権限及び所掌事務の一部委任に関し、次のとおり決定した。

令和3年7月14日

人事院総裁 川 本 裕 子

1 委任を受ける職員の職名

人事院事務総長

2 委任する権限及び所掌事務

人事院規則14—23（令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の運営の業務に従事する職員の職務に専念する義務の免除）第2条の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。

3 委任の効力の発生する日

令和3年7月14日